日付

日工会参考様式5

住所（輸出者住所）

会社名（輸出者名）

役職名

差出人名

住所（需要者住所）

会社名（需要者名）

役職

受取人名

END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書

貴社が所有・使用する工作機械（機種名：●、製品名：●、シリアルNo：●）は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき再輸出が規制されています。そのため貴社には以下のことについて理解していただき協力をお願いします。

１．貴社がこの工作機械の所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の他社（親会社、子会社や関連会社等を含む）に転売するときには、事前に新たな最終需要者が、大量破壊兵器（ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。）や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。

２．貴社がこの工作機械の所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の他社（親会社、子会社や関連会社等を含む）に転売するときには、経済産業省により指定された別添1の最終用途誓約書（宛先は貴社となります。）及び別添2の誓約書注意事項を新たな最終需要者に提示し、新たな最終需要者によって署名された最終用途誓約書を２通取得してください。１通は新たな最終需要者が保存し、１通は貴社が保存することになります。

３．貴社がこの工作機械をやむを得ない事情で再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者（日本の輸出者）の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。さらに、新たな最終需要者が署名する別添1の最終用途誓約書（宛先は日本の輸出者となります。）を提出（２通作成し、１通は新たな最終需要者が保存し、もう１通は供給者を通じて経済産業省へ提出）することも必要になります。（供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。）

４．貴社がこの工作機械の所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の他社に転売する又は再輸出することを決定した場合は、転売・再輸出を行う前に当社に連絡を下さい。

５．将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社の工作機械の使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。

６．誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、この工作機械に対する貴社からの修理依頼などに応じられなくなることがあります。また、将来的な経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。

７．この確認書は、経済産業省が貴社にて保有するSTATEMENT OF ASSURANCE（又はLETTER OF ASSURANCE）をEND USE CERTIFICATEに変更したものとみなすことに同意した後に効力を発します。経産省が同意した場合は、当社より改めて貴社に連絡します。

別添１：END-USE CERTIFICATE (EUC)for presentation to the Export Control Authority of Japan (METI) Form2

別添2：Notice relating to the End-Use certificate(EUC)

（需要者チェック欄）

以上の内容について了解しました。

以下に日付とサインを記入し、原紙は当社で保管のうえ、複写を輸出者に返信します。

日付（年月日）

受取人氏名[[1]](#footnote-1)

サイン

1. 貴社の代表権者又は貨物の移動について決裁権を有する方（例:工場長や生産管理部門長）の名前をアルファベットのブロック体（漢字の場合は楷書体）で記入してください。 [↑](#footnote-ref-1)